

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和4年度 第10回定例  
8月24日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和4年8月24日に教育委員会第10回定例会を招集した。

- |   |      |              |           |        |
|---|------|--------------|-----------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和4年8月24日(水) | 開会        | 13時30分 |
|   |      |              | 閉会        | 14時00分 |
| 2 | 会場   | 教育委員会議室      |           |        |
| 3 | 出席者  | 教 育 長        | 池 上 重 弘   |        |
|   |      | 委 員          | 渡 邊 靖 乃   |        |
|   |      | 委 員          | 藤 井 明 宏   |        |
|   |      | 委 員          | 伊 東 幸 宏   |        |
|   |      | 委 員          | 小野澤 宏 時 雄 |        |
|   |      | 委 員          | 後 藤 康 雄   |        |

事務局(説明員)	水 口 秀 樹	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監
	宮 崎 文 秀	参事(政策管理担当)
	本 多 伸 治	参事(学校教育担当)
	松 下 明 生	参事兼教育施設課長
	井 出 好 彦	教育総務課長
	山 下 英 作	教育政策課長
	大 澤 篤 篤	教育DX推進課長
	青 木 康 行	財務課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	戸 塚 康 史	義務教育課長
	中 山 雄 二	高校教育課長
	高 橋 和 彦	特別支援教育課長
	藤ヶ谷 昌 則	社会教育課長
	室 伏 伸 明	静岡教育事務所長
	鈴 木 勝 則	静岡西教育事務所長
	松 下 和 弘	総合教育センター所長
	柴 雅 房	中央図書館長
	櫻 井 澄 人	健康体育課長代理
	井 島 秀 樹	高校教育課指導監

#### 4 その他

- (1) 第17号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、後藤委員にお願いする。  
それでは審議を始める。

## 第 17 号議案 令和 5 年度使用教科用図書の採択

教 育 長： 第 17 号議案「令和 5 年度使用教科用図書の採択」について井島高校  
教育課指導監、戸塚義務教育課長、高橋特別支援教育課長より説明願う。

高校教育課指導監： <議案について説明>

義務教育課長： <議案について説明>

特別支援教育課長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 『現代の国語』に関して、説明の中で「文部科学省が検定させてしま  
った」という表現をされたが、要するに文部科学省に誤りがあったと  
いうことか。

高校教育課指導監： 新聞等ではそのような表現もあつたが、検定は適切に対応されたと  
思う。もう少し詳しく説明すると、文部科学省の学習指導要領の改訂の  
説明会では『現代の国語』はノンフィクションの科目であり、小説が  
入る余地はない」と説明していた。その一方で、小説が 5 作品入ったも  
のが選ばれた。そのようなことに対して、実際に苦情等があつたのだと  
思う。

藤 井 委 員： このことについて追及するつもりはないが、いい加減というか、間違  
つた結果として、「小説は一切禁じられているわけではない」というよ  
うな、訳のわからないコメントをしているということ自体が問題だと思  
う。ここであれこれ言って意味がないため、それ以上のことはないが、  
「いい加減である」ということをあえて議事録に残していただきたいと  
思う。

教 育 長： ノンフィクション系とフィクション系に分けたことが今回の文部科学  
省の意図だと理解している。論説文や伝達を意図した文章等をしっかり  
読むような力をつける『現代の国語』。小説、古文、漢文のような鑑賞  
という部分が大きくなる『言語文化』。両方の科目が必修になるので、  
小説を学ぶことがなくなるということではない。ただ、当初の切り分け  
た意図を理解した上でやったのかどうかはわからないが、ある教科書会  
社については、ノンフィクションが入るべき『現代の国語』にフィクシ  
ョンを 5 件入れてきた。それに対して文部科学省は排除せず、検定は通  
した。それをどう採用していくかということについて県教育委員会とし  
ては、「排除しなさい」ということは言わないが、指導要領の趣旨につ  
いては、今一度確認をとつたということである。

渡 邊 委 員： あくまで教科書は授業を進めるための道具であり、その教科において  
学ぶ内容を的確に伝えるのは先生方の手腕である。教科書を適切に使  
いこなし、生徒たちに学びの楽しさを伝える取組に集中していただければ  
と思う。

藤 井 委 員： 電子教科書について、来年度から対象にするという新聞の報道があつ  
たが、県として、実際に検定される前、あるいは公認されて使えるよ  
うになる前に、参考として教育現場で使ってみるという考え方はないのか。

高校教育課指導監： デジタル教科書は紙の教科書と全く同じものをデジタル化し、そこに

映像や音声等のデジタルコンテンツが副教材としてついている。こちらについて、本課としてどの学校でどの程度使っているかは調査していない。ただ、一部の学校で教員がデジタル教材を活用しているということで、昨年の3月のデータでは、教員用を使用した学校が約40%、生徒用を使用した学校が3%というデータもある。藤井委員が言われたような、デジタル教科書を積極的に活用すべきというような指示はしていない。

教 育 長：他に質疑等はあるか。  
全 委 員：(特になし)  
教 育 長：本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。  
全 委 員：(異議なし)  
教 育 長：第17号議案について、原案のとおり可決する。

教 育 長：以上で、本定例会の議事は全て終了した。  
これをもって、令和4年度第10回教育委員会定例会を閉会とする。